

# 平成 27 年度 吳市立吉浦中学校 生徒指導規程

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (目的)

この規定は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第 2 章 学校生活に関すること

### 第 2 条 (髪型)

清潔で、勉強・運動に適した中学生らしい髪型（上級学校や入社試験にふさわしい髪型）とする。不自然な髪型（黒以外の染色・脱色、パーマ、そり込み、一部を極端に伸ばしたり切るなどバランスの取れない髪型等）にしないこと。違反があった場合、指導を行う。【別紙 1 参照】

### 第 3 条 (服装)

校内外の学習活動及び登下校の際（休業日を含む。ただし、行事や部活動等、別に指示があった場合を除く。）は、学校が定める制服を正しく着用すること。【別紙 1 参照】

### 第 4 条 (その他)

その他、本校の規則として、必要な事項を別に定める。【別紙 2 参照】

## 第 3 章 特別な指導に関すること

### 第 5 条 (問題行動への特別な指導)

次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導【別紙 3 参照】を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の規則【別紙 2 参照】に違反する行為
- (3) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

### 第 6 条 (反省指導)

特別な指導のうち、反省指導は次の通りとする。

- (1) 説諭
- (2) 学校反省指導（別室反省指導・学習課題提出・奉仕活動）

別室指導の場所は、相談室(図書室前)を基本とする。

### 第 7 条 (別室反省指導の実施)

別室反省指導は、当該生徒の保護者の承諾のもとに実施する。

### 第 8 条 (別室反省指導の期間)

別室反省指導の期間は概ね 1 日～5 日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し、反省の態度により、指導期間を変更することがある。

### 第 9 条 (別室反省指導期間中の制約)

別室反省指導期間中は、定期試験は別室で受験する。学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。